

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注										
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合								
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (483 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 (7日間を限度))	1日につき +120単位	片道につき +184単位								
			要支援2 (600 単位)																
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (521 単位)																
			要支援2 (648 単位)																
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (455 単位)																	
		要支援2 (566 単位)																	
	(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (499 単位)																	
		要支援2 (614 単位)																	
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (564 単位)																
			要支援2 (686 単位)																
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (564 単位)																
			要支援2 (686 単位)																
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (533 単位)																
			要支援2 (662 単位)																
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援1 (533 単位)																
			要支援2 (662 単位)																
ハ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																			
ニ サービス提供体制強化加算																			
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)																			
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																			
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																			
ホ 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計															
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×25/1000)																			
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)																			
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)																			
：介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																			

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注				
				活動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 言語聴覚士の員 数が基準に満た ない場合	乗鞍のユニッ トリーダーもユニ ットに配置してい ない等ユニッ トにおける体制 が実施できている 場合	活動職員配置加 算	リハビリテーショ ン機能強化加算	個別リハビリテー ション実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う場合		
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【従来型】	要支援1 (576 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +24単位	1日につき +30単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位		
			要支援2 (716 単位)												
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (605 単位)												
			要支援2 (745 単位)												
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【従来型】	要支援1 (612 単位)												
			要支援2 (766 単位)												
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (645 単位)												
			要支援2 (799 単位)												
		(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞	e 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅴ) ＜従来型個室＞【療養型】											要支援1 (580 単位)	
														要支援2 (720 単位)	
			f 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅵ) ＜従来型個室＞【療養強化型】											要支援1 (580 単位)	
														要支援2 (720 単位)	
	g 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅶ) ＜多床室＞【療養型】		要支援1 (619 単位)												
			要支援2 (773 単位)												
	h 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅷ) ＜多床室＞【療養強化型】		要支援1 (619 単位)												
			要支援2 (773 単位)												
	(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞		i 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅸ) ＜従来型個室＞【療養型】											要支援1 (580 単位)	
														要支援2 (720 単位)	
			j 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅺ) ＜従来型個室＞【療養強化型】											要支援1 (580 単位)	
														要支援2 (720 単位)	
		k 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅽ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (619 単位)												
			要支援2 (773 単位)												
		l 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅼ) ＜多床室＞【療養強化型】	要支援1 (619 単位)												
			要支援2 (773 単位)												
		(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予 防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養 介護費(Ⅰ)											a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅽ) ＜ユニット型個室＞【従来型】	要支援1 (619 単位)
															要支援2 (775 単位)
														b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅾ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (652 単位)
															要支援2 (808 単位)
	c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅿ) ＜ユニット型個室＞【従来型】													要支援1 (619 単位)	
														要支援2 (775 単位)	
	d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅽ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】													要支援1 (652 単位)	
														要支援2 (808 単位)	
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞		e ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅿ) ＜ユニット型個室＞【療養型】											要支援1 (646 単位)	
														要支援2 (802 単位)	
			f ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅽ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】											要支援1 (646 単位)	
														要支援2 (802 単位)	
			g ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅽ) ＜ユニット型個室＞【療養型】											要支援1 (646 単位)	
														要支援2 (802 単位)	
			h ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅽ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】											要支援1 (646 単位)	
														要支援2 (802 単位)	
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅽ) ＜ユニット型個室＞【療養型】											要支援1 (646 単位)	
														要支援2 (802 単位)	
			b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅽ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】											要支援1 (646 単位)	
														要支援2 (802 単位)	
			c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅽ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】											要支援1 (646 単位)	
														要支援2 (802 単位)	
			d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅽ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】											要支援1 (646 単位)	
														要支援2 (802 単位)	
注 特別療養費															
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)															
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)															
(4) 緊急時施設療養費 (1日につき)	(一) 緊急時施設療養費		療養型老健以外の場合 (1月)に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定。 特別指定介護施設 (1月)に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定。												
	(二) 特定治療														
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)														
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)														
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/100)		※ 所定単位は、(1)～(5)までより算定した単位数の合計												
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)														
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)														

[illegible]

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (536 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 －60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (665 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (598 単位)						
			要支援2 (748 単位)						
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (468 単位)						
			要支援2 (580 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (535 単位)						
			要支援2 (669 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 (605 単位)	×97/100					
			要支援2 (757 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>		要支援1 (605 単位)						
			要支援2 (757 単位)						
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(4) 特定診療費									
(5) サービス提供体制強化加算									
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)									
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)									
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
(6) 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計					
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×11/1000)									
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十(一)の90/100)									
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十(一)の80/100)									
： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目									

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注			
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合			
(1) 認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (846 単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
			b認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援2 (1,006 単位)									
		看護＜3:1＞ 介護＜6:1＞	a認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (955 単位)									
			b認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援2 (1,109 単位)									
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (780 単位)	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100					
			b認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援2 (948 単位)									
		看護＜4:1＞ 介護＜4:1＞	a認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (842 単位)									
			b認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援2 (1,031 単位)									
		(三) 認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(Ⅲ)	a認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (757 単位)									
			b認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援2 (920 単位)									
		看護＜4:1＞ 介護＜5:1＞	a認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (819 単位)									
			b認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援2 (1,003 単位)									
		(四) 認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(Ⅳ)	a認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (745 単位)									
			b認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援2 (905 単位)									
		看護＜4:1＞ 介護＜6:1＞	a認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (807 単位)									
			b認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援2 (988 単位)									
		(五) 認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(Ⅴ)	a認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (684 単位)									
			b認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要支援2 (844 単位)									
			経過措置型	a認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞							要支援1 (793 単位)		
				b認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞							要支援2 (947 単位)		
(2) 認知症疾患型経過型介護予防防短期入所療養介護費(1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護予防防短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要支援1 (588 単位)	×70/100	×90/100	×90/100							
			要支援2 (748 単位)										
		(二) 認知症疾患型経過型介護予防防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要支援1 (650 単位)										
			要支援2 (831 単位)										
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(Ⅰ)	aユニット型 認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (957 単位)	×70/100	×90/100	－12単位	×90/100		片道につき ＋184単位			
			bユニット型認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援2 (1,112 単位)									
			一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(Ⅱ)							aユニット型認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要支援1 (849 単位)	
											bユニット型認知症疾患型介護予防防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要支援2 (1,040 単位)	
												要支援1 (849 単位)	×97/100
												要支援2 (1,040 単位)	
			要支援1 (849 単位)										
			要支援2 (1,040 単位)										
(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)													
(5) 特定診療費													
(6) サービス提供体制強化加算													
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)													
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)													
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
(7) 介護職員処遇改善加算													
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×11/1000)				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計									
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋(一)の90/100)													
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(一)の80/100)													